

藤沢市市税条例の一部改正について  
藤沢市市税条例の一部を次のように改正する。

2014年（平成26年）6月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

#### 藤沢市市税条例の一部を改正する条例

藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号オ中「昭和25年政令第245号」の次に「。以下「政令」という。」を加え、「地方税法施行令第48条」を「政令第48条」に改める。

第16条中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第17条第1項の表中「14.7分の2.4」を「12.1分の2.4」に、「14.7分の1.2」を「12.1分の1.2」に改める。

第23条第1項中「第9号，第10号から第10号の7まで，第11号の3，第11号の4」を「第9号から第10号の9まで，第11号の3から第11号の5まで」に改める。

第23条の2の見出し中「第2項第6号」を削り，同条を同条第4項とし，同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

- 1 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は， $\frac{3}{10}$ とする。
- 2 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は， $\frac{2}{10}$ とする。
- 3 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は， $\frac{2}{10}$ とする。

第23条の2に次の3項を加える。

- 5 法附則第15条第8項の条例で定める割合は， $\frac{3}{10}$ とする。
- 6 法附則第15条第37項の条例で定める割合は， $\frac{3}{10}$ とする。
- 7 法附則第15条第38項の条例で定める割合は， $\frac{3}{10}$ とする。

第30条の3中「同条第2項に規定する」を削り，「地方税法施行令」を「政

令」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(耐震基準適合家屋に係る固定資産税の減額のための申告)

第30条の4 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けるために申告をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に府令附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金の交付の決定に係る通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第24項に規定する基準に適合することを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 府令附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

第33条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,900円」に改め、同号エ中「7,200円」を「10,800円」に改め、同号オ中「3,000円」を「3,800円」に改め、同号カ中「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第3号ア中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号イ中「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

附則に次の1項を加える。

(軽自動車税の税率の特例)

14 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規

定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第33条の規定の適用については、当分の間、同条第2号イ中「3,900円」とあるのは「4,600円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「8,200円」と、同号エ中「10,800円」とあるのは「12,900円」と、同号オ中「3,800円」とあるのは「4,500円」と、同号カ中「5,000円」とあるのは「6,000円」とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第16条及び第17条の改正規定 平成26年10月1日

(2) 第33条の改正規定 平成27年4月1日

(3) 附則に1項を加える改正規定 平成28年4月1日

##### (固定資産税に関する経過措置)

2 改正後の藤沢市市税条例（以下「新条例」という。）第23条の2の規定（第4項を除く。）は、平成26年4月1日以後に取得される施設、設備又は機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

##### (軽自動車税に関する経過措置)

3 新条例第33条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第14項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

5 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第14項の規定の適用については、同項中「受けた月」とあるのは「受けた月の属する年の12月」とする。

6 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第33条及び附則第14項の規定の適用については、次の表の左欄に

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第33条第2号イ	3,900円	3,100円
新条例第33条第2号ウ	6,900円	5,500円
新条例第33条第2号エ	10,800円	7,200円
新条例第33条第2号オ	3,800円	3,000円
新条例第33条第2号カ	5,000円	4,000円
新条例附則第14項	第33条	藤沢市市税条例の一部を改正する条例（平成26年藤沢市条例第号）附則第5項の規定により読み替えて適用される第33条
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

#### 提案理由

この条例を提出したのは、地方税法の一部改正に伴い、法人市民税法人税割の税率を引き下げ、固定資産税の課税標準の特例割合を規定し、軽自動車税の税率を引き上げる等、所要の改正をする必要による。